建設工事施工に伴う現場発生品の取扱い要領

制定 監理第504号 昭和45年3月20日

改正 工検第 82号 昭和50年7月30日

改正 平成15年10月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成23年4月1日

第1 現場発生品の定義

現場発生品とは、土木工事の施工並びに維持管理等(以下「工事等」という。) に伴い工事現場に発生した次のものをいう。

- (1) コンクリート二次製品
- (2) 土砂、砂利、栗石、野面石等
- (3) 木材類
- (4) 鋼材及び金物類

第2 現場発生品の管理

埼玉県県土整備部、都市整備部及び農林部所管の工事等に伴う現場発生品の 管理に関する事務は、その工事等を担当する課所において管理するものとする。

第3 現場発生品の処理

- 1 (1) 監督員は、受注者から別紙様式1号の現場発生品調書が提出されたときは、これを確認の上、別紙様式2号の材料品出納簿に記入し、課所長に報告しなければならない。
 - (2) 課所長は(1)の報告を受けたときは、財務規則第 176 条に基づく物品の 通知を行うものとする。
- 2 (1) 請負施工以外の工事等により現場発生品が生じた場合は、監督員は別紙様式2号の材料出納簿に記入し、所長に報告しなければならない。
 - (2) 課所長は、(1)の報告を受けたときは、財務規則第176条に基づく物品の出納の通知を行うものとする。
- 3 分任出納員は、監督員から引継ぎを受けた現場発生品が老朽及び破損が著 しいため他に再使用できないものについては、埼玉県財務規則第 189 条によ

り不用決定を行い、譲与、売り払い又は廃棄の手続を執らなければならない

4 他の部から執行委任を受けて実施する工事等の施工に伴う現場発生品は別紙様式3号の発生品引渡書により、当該財産の管理者に引き渡さなければならない。

第4 現場発生品の処理の特例

監督員は、現場発生品の処理について、次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、課所長に対する報告を省略することができる。

- (1) 現場発生品を指定した捨場に処分することが設計書に明記されている場合。
- (2) 現場発生品を他の工事等に再使用することが設計書に明記されている場合。
- (3) 現場発生品を当該工事の施工業者が自由処分できることが設計書に明記されている場合。
- (4) 現場発生品の処理について、市町村等に譲与することが設計書に明記されている場合。ただし、この場合は市町村等から譲与申請書、受領書等を 徴しておかなければならない。

第5 交通事故等により発生した発生品の処理

交通事故等により道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及 び道路の付属物がき損を受け、当該加害者が原形復旧した場合、復旧により生 じた発生品の処分については、加害者と協議の上措置すること。この場合加害 者が発生品の処分について、権利放棄した場合は、その旨を明記した別紙様式 4号の権利放棄書を徴しておかなければならない。

第6 不用決定の基準

現場発生品の不用決定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 老朽及び破損等が著しいため利用価値がなくなったと認められる場合
- (2) 現在及び将来とも使用する見込みがないと認められるもので、他に保管 転換等適切な処理をすることができない場合。
- (3) 保管場所がないため引き続き保管することができない場合。